

<報道発表資料>

令和6年9月11日

9月12日から三郷市を 「交通事故防止特別対策地域」に指定します

県では、市町村交通事故防止特別対策推進要綱を定め、交通死亡事故が多発している市町村を3か月間「交通事故防止特別対策地域」として指定し、集中的な交通安全対策に取り組むこととしています。

三郷市では、令和6年7月から8月までの2か月間に交通事故で亡くなった方が4人と、交通死亡事故が多発していることから、知事が同市を「交通事故防止特別対策地域」に指定します。

●交通事故防止特別対策地域指定概要

1 指定期間

令和6年9月12日（木）から令和6年12月11日（水）までの3か月間

2 指定地域

三郷市

3 指定理由

過去3か月間における交通事故死者数が4人に達したため。

（令和6年7月に1人、8月に3人が亡くなっています。）

4 取組内容

三郷市では市長を本部長とする交通事故防止特別対策本部を設置し、特別対策の推進計画を策定して集中的な対策を行います。

また、県や県教育委員会、県警察本部及びその他関係機関・団体も相互に協力し、同市における交通安全対策に集中的に取り組めます。

5 その他

令和6年度の交通事故防止特別対策地域の指定は2回目です。